

保健所と連携した新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する オンライン診療の実施について

広島県では、新型コロナウイルス感染症感染者の自宅療養患者がかかりつけ医を持たない場合に、保健所を介してオンライン診療を実施するため、オンライン診療マニュアル【初版】を作成されました。今までと同様、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症感染者の処方箋へ対応していただくとともに、今後は新規患者で「基礎疾患を把握できていない場合」での処方箋発行も増加する可能性がありますので、その対応についてもよろしくお願ひいたします。

薬の配送については、適切な感染防止策を講じながら薬局の従事者が届けるなど、自宅療養者の必要性に応じて速やかな対応に配慮する必要がありますので、御理解・御協力を願い申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対するオンライン診療マニュアル 【初版】」（医療機関向け）より抜粋

1 目的

新型コロナウイルス感染症により自宅療養を行う方に必要な医療を提供するため、医療機関と行政が連携しながら、より安心、安全な自宅療養体制を確保するためオンライン診療（電話を含む）受診の仕組みを整備する。

2 自宅療養者とは

新型コロナウイルス感染症の軽症患者または無症状病原体保有者で、育児、介護等家庭の事情により、宿泊療養施設への入所や病院への入院が困難な者。（療養解除までの間）

※本県では、入院または宿泊療養を原則としている。

※発症日（無症状病原体保有者では検体採取日）から10日間経過し、かつ、症状軽快後（解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合）72時間経過した場合、療養解除となる。

—（中略）—

5 診療の流れ→※次ページに掲載

○かかりつけ医がいる場合

療養者が各自でかかりつけ医に相談し、受診等の対応をする。

○かかりつけ医がない場合

（1）診療までの手順（保健所が調整）

①医師の診療の必要性

- ・健康観察時に医師の診療が必要と判断
- ・自宅療養者から医師の診療について相談

②医療機関と診療調整

- ・医療機関に電話で連絡して診療を必要とする状況を説明し、診療の可否を確認
- ・診療方法（電話診療、オンライン診療）や時間を調整

- ③療養者に診療方法、時間を伝える
- ④問診票及び結果連絡票をFAXまたはメールで医療機関に送付する（個人情報を伏せる）

— (中略) —

(3) 処方について (⑥, ⑧)

- ・処方が必要な場合は、処方箋を作成する。

【処方上の注意】

- ・初診からの電話等の診療では、麻薬及び向精神薬は処方できない。
- ・初診からの電話等の診療で、患者の基礎疾患情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とし、診療報酬の薬剤管理指導料「1」の対象の薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方をしてはならない。
- ・患者へ、当該患者が新型コロナウイルス感染症等であることを薬局や配達業者が知ることの同意を得る。

【処方箋記載上の注意】

- ・(5)の①～④に該当する場合（薬剤師会注：コロナウイルス感染症に係る自宅療養の医療費に該当する場合）は、処方箋左上の公費負担番号、公費負担医療の受給者番号に(5)のとおり記載し、備考欄には、「CoV自宅」、処方医に連絡がつく電話番号及び患者に連絡がつく電話番号を記載する。
- ・(5)の①～④以外の場合（持病薬等）は、備考欄には、「CoV自宅」、処方医に連絡がつく電話番号及び患者に連絡がつく電話番号を記載する。
- ・患者にかかりつけ薬局の有無、希望の薬局の有無を聞き、かかりつけ薬局、希望の薬局へ処方箋をFAX等する。なお、処方箋情報の確実な送付のため、当該薬局へ送付したことを電話連絡する。

※患者から具体的な希望薬局がない場合は、救急医療ネットひろしまを紹介し、配送しやすい住居の近くの薬局などをアドバイスする。

- ・処方箋原本は、当該薬局へ後日郵送する。
- ・処方箋を受け付けた薬局は、速やかに調剤・配達するとともに、電話・オンラインによる服薬指導をする。

※5 診療の流れ

